

令和6年

# 総務委員会会議録

とき 令和6年8月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年8月26日(月) 午後1時00分～午後2時06分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子  
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ  
委員 須貝 行宏 委員 松本 ときひろ  
委員 西本 たか子

欠席委員 委員 石田 ちひろ

出席説明員 堀越 副区長 久保田 企画経営部長  
崎村 企画課長 吉岡 政策推進担当課長  
井添 S D G s 推進担当課長 加島 財政課長  
長尾 施設整備課長 佐藤 経理課長  
柏原 区長室長 勝亦 総務課長  
大串 会計管理者 (秘書担当課長兼務)  
大澤 区議会事務局長

○午後1時00分開会

## ○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

なお、石田ちひろ委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

## 1 報告事項

(1) 令和6年度都区財政調整交付金当初算定結果について

## ○こしば委員長

初めに、予定表1、報告事項を聴取いたします。

それでは、(1)令和6年度都区財政調整交付金当初算定結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

## ○加島財政課長

それでは私から、令和6年度都区財政調整交付金当初算定結果についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

初めに、令和6年度都区財政調整決定方針でございます。2行目でございます、令和6年1月29日の都区協議会にて決定されました「令和6年度都区財政調整方針」に基づき、算定を行うものです。

その下、「記」以下、第一、基準財政収入額につきましては、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づき、標準算定を行います。

第二の基準財政需要額につきましては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように、合理的かつ適正な方法により算定を行います。

2ページをご覧ください。令和6年度都区財政調整の当初算定でございます。こちらの表につきましては、都区財政調整の全体を表した表となります。上段の「交付金の総額」というのが左側でございますが、その隣、「令和6年度当初算定ア」というのがございます。こちらの上から6行目、調整税等の合計の額でございますが、こちらは2兆1,893億6,679万2,000円でございます。こちらが都区で配分する財政調整の全体の金額でございます。

右側の列に参りまして、「令和5年度再算定イ」と比較いたしますと、固定資産税につきましては3.6%の増、市町村民税法人分は4.0%の増でございます。全体といたしましては、3.8%、792億1,340万9,000円の増となっております。

調整税等の計の下、「条例で定める割合」とございますが、こちらの55.1%が特別区への交付額となり、当年度分、1兆2,063億4,110万2,000円と、過年度の精算分、96億6,769万7,000円を合わせました「計A」の欄、1兆2,160億879万9,000円が財政調整交付金の全体額となります。このうちの95%が普通交付金で、こちらの額は1兆1,552億835万9,000円。5%が特別交付金となり、608億44万円となっております。令和5年度再算定と比較いたしますと、普通交付金、特別交付金を合わせまして、プラス1.8%、215億9,237万3,000円の増となっております。

表の中段に参りまして、「基準財政収入額B」の欄でございます。令和6年度当初算定で

は1兆3,821億9,623万8,000円で、1行下、特別区民税から地方消費税交付金特例加算額までの収入の合計額が基準財政収入額となっております。こちらを令和5年度再算定と比較いたしますと、金額面では定額減税による地方特例交付金708.2%の増などがございます。合計では、こちらはプラス4.4%、586億8,316万7,000円の増となっております。

下段に参りまして、基準財政需要額Cでございます。令和6年度当初算定では2兆4,891億175万9,000円で、令和5年度再算定と比較いたしますと、プラス3.5%、837億1,446万5,000円の増となっております。経常的経費につきましては、1兆8,748億3,916万2,000円でマイナス2.1%、投資的経費につきましては、6,142億6,259万7,000円で25%の増となっております。

その下の行、「差引C-B」でございますが、こちらが基準財政需要額と基準財政収入額の差で、1兆1,069億552万1,000円となっております。

下から3行目をご覧ください。こちらは、普通交付金1兆1,258億2,011万8,000円、その下、特別交付金608億44万円を合わせました1兆1,866億2,055万8,000円が、令和6年度の都区財政調整当初算定における特別区の算定額となっております。

次に3ページ目をご覧ください。令和6年度都区財政調整区別算定結果(当初算定)の結果でございます。基準財政収入額と基準財政需要額の差が各区の配分額、普通交付金の額となります。23区の合計につきましては、表の右下の欄、1兆1,258億2,011万8,000円でございます。港区と渋谷区につきましては財源不足が生じておりませんので、普通交付金は不交付となります。品川区の普通交付金につきましては、中ほどにございますが、437億727万3,000円となります。令和5年度9月の再算定におきましては397億3,460万円でございますので、比較いたしますと、39億7,267万3,000円の増となっております。今後の調整税の税収の収納状況によりまして、年末に向けて再調整を行うこととなっております。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。最後になりますが、都区財政調整制度の基本的仕組みについてご説明いたします。

まず、左の「東京都」と書かれている四角の中の都区財政調整については、固定資産税、市町村民税法人分などが調整財源となっております。この5つが、まずは東京都の税収ということになりますが、そのうち交付金財源となる55.1%、1兆2,160億円が特別区に入る形になります。

特別区財政調整会計というのが左の下にございます。この金額の1兆2,160億円のうち、特別交付金が5%、普通交付金の総額が95%となります。

右側の四角に参りまして、「特別区」と書かれている四角の中、普通交付金につきましては、各区の基準財政需要額と基準財政収入額との差により算定されるものです。また、右下にございますが、特別交付金につきましては、災害時等基準財政需要額では算定されない特別な財政需要がある場合に交付されるもので、例年、各区から東京都への申請を行っているところでございます。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○松本委員

ご説明ありがとうございます。これは相変わらず、なかなか複雑な制度だといつも思うのですが、以前の総務委員会でトイレトレーラーの話があって、いろいろと債券が使えるかどうかという話の

やり取りを課長とさせていただいたかと思うのですけれども、そのときに、起債はせずに一般財源でやりますというお話があって、それに加えて、基準財政需要額に入れてもらえるように調整中ですというお話があったかと思います。それは、ここで言うところの投資的経費に入れてくださいという調整を、この間やられていたということでもいいのか、そうした調整の結果、どうなっているのかというところをお知らせいただければと思います。お願いします。

#### ○加島財政課長

7月29日の委員会で答弁修正の場を頂きまして、ありがとうございます。

トイレトレーラーの件なのですけれども、今、クラウドファンディングで500万円、仮にですけれども、その残りの分、3,000万円引く500万円、2,500万円を起債しますとなった場合なのですけれども、起債相当分につきましては、財政調整制度の特別交付金で現在申請を行っているところで、トイレトレーラーについては各区普遍のものではございませんので、幾つか算定率が掛かってまいりますが、そちらで手当てされるように申請を行っているところで、結果についてはまだ出てきておりません。

#### ○西本委員

まず、割合55.1%というのはいろいろと調整を図ってやられるのだと思うのですが、毎回、交渉するときに、これは少ないのではないか、もう少し上げるべきなのではないか。そうすると、都区間の協議しなくてはならない項目があって、それがまだなかなか進んでいないと。そういう中で、55.1%というのは今後どうなるのかと。もっと都区間協議が深まって行って、23区に業務とか事業が配分されるとなれば、これはかなり配分率も変わってくるのではないかと思うのですけれども、その動向などはどうなっているのかというのが1つあります。

それと、トイレトレーラーの話もありましたけれども、普通交付金になるのですか。要は、ある区、23区の区一つがやり始めた事業があって、ほかの区もやり始めている。その中で、ではそれは東京都が補助金を決めましょうという話になると思うのです。それは、どういう仕組みになって、どれだけのものがあるって、要は23区全部がやらないと駄目となっているのか。それとも、「23区の中の何分の1ぐらいがやったら補助金を上げるから、みんな推進してね、やっていないところもやってね」というふうになるのか。その決め方というのが何かお分かりになったら教えてください。

#### ○加島財政課長

まず配分割合の件ですけれども、令和5年度、財政調整協議が中断いたしまして、配分割合の変更というのがその時点ではかないませんでした。今現在のところ、委員からもございましたとおり、55.1%対44.9%となっているところでございます。配分割合になかなか踏み込めない一因といたしまして、この間、特別区と都のワーキンググループを設置いたしまして、児童相談所の位置づけに関する議論を行ってまいりました。その中において先月末、一定の取りまとめに至ってきたのですけれども、まだ見解の一致していない部分もございます。一致していない部分につきましては、児童相談所の設置が都区の役割の大幅な変更にあたるかどうかというところ。率直なところ、このまま都区協議に至ったとしても、配分割合の具体的な円滑な協議に移行することは難しいということで、今現在、別の場でそのような議論を進めることができないかというのを模索しているところ、調整を行っているところでございます。

それから財政調整協議の算定項目の仕組みというところなのですけれども、23区と都で話す前にブロック提案という形で、品川区は、渋谷区など城南の区と話し合いまして、それぞれどのような項目を財政

調整算定項目にしたいかという話し合いもしています。その中で、規模感は違うけれども、今後、需要の伸びがあるところや、話し合ったものを特別区全体の提案に上げて、全区などということではなく、多くの区で今、需要があるというものを、都側に提案していくという状況でございます。

#### ○西本委員

結局、割合については、なかなか中身に入っていけない部分があり、また中身のほうは東京都の要望と要求度というか考え方と、各区の自治体の考え方は多分ずれているのがあって、なかなか進んでいない。やっと児童相談所が動き出したけれども、それでも一致点がなかなか難しいというような状況だと思っておりますけれども、これは児童相談所と別の組織ができて、それを議論するという話になったというお答えだったのですが、ほかのほうは何かめどがついているのですか。どれぐらい都区間の協議が必要な項目があって、ざっとでいいのですけれども、その進捗具合はどのなのだろうと思っております。これからの流れ、これからの進み具合などを少し教えてほしいと思います。

それと最近気になるのが、ブロックから要求が出て、それが23区という形で要求が出ていくという、それで予算の中に入る、入らないという話だということなのですが、どうも迎合主義といいますか、ばらまきに近いようなものが多過ぎるというのを最近思っていて、1つの区が始めると、我も我もという形で、それはその区の判断になるので、その判断の中で、みんなが要求しているから、だけど本来はやりたくないというところも、例えば100%ではなくて、ある一部分などという形になると、やらざるを得ない。だけど、財政的に厳しいところなどはできないと。そうすると、23区の中の自治体間の差が極端に出てきてしまうのではないかと危惧される傾向が見えてきたと私は思うのです。そうなってきた場合に、この場ではそれを調整するのは難しいかもしれないのだけれども、少なくともブロックの中での話し合いの中で、自分たちの区だけではなくて全体を見たときの二極化というふうに進まないようなことを、ぜひお願いしたいと思っています。やっていいことかもしれないけれども、ほかの自治体にしてみれば迷惑だというのがあり得るので、全部が全部いいわけではないというところの考え方も、ぜひしっかりしていただきたいと思いますが、そのお考えも、何かお答えがあればと思いますが、お願いします。

#### ○加島財政課長

まず1点目にご質問いただきました、それぞれ協議の中において、どれぐらいの項目が整って、整わなかったかというところですが、令和6年度の各財政調整の協議におきましては、例えば区側からこういう項目を算定してほしいと、項目で51項目出しましたが、その中で調整がついた項目は33項目。残りの18項目については、当初算定には至らなかった項目となります。

どのようなものが今課題としてあるかというところですが、1つ、例として申し上げますと、高校生等の医療費の助成といったところにつきましては、区では所得制限を設けずということでやっておりますけれども、東京都につきましては、都の補助制度では所得制限を設けております。都はその制度の在り方が、都区全体の補助制度の在り方として標準的な在り方だという考えでございますので、これにつきましては、都と特別区の考え方が一致せずということで、次年度に向けての協議の課題ということで残されている主なものの一つになります。

それから、2つ目にご質問いただきました、各区で取り組む事業によって23区に差ができて、それが広がっていかないようにという意識のところなのですが、財政調整制度につきましては、垂直調整の機能もございますが、水平調整という、23区間で財源を均衡にして等しく行うべき事務をやっていくという制度でもございます。こういった、何か新しく取り組む動きなどがあったときには、ブ

ロックの中で情報を共有したりして、今どきのようなお考えかということもそれぞれ共有し合って、決して自分のところだけがよければいいということではなくて、共有し合って取り組んでいるところです。ただ、それぞれお隣の区とはいいいましても、品川区には品川区のニーズ、それから別の区には別の区のニーズもございますので、状況を見て、必要があるといった場合には、財政調整算定の結果いかにかわらず、区として取り組んでいくこともあると考えております。

#### ○西本委員

ありがとうございました。少し気になるのが、算定の基準にしても、私たちは欲しいし、東京都はなるべく出したいくないしという、立場の違いいかによっての攻防がかなり繰り広げられて、今は55.1%で収まっているかと思うのですが、やはりこれは努力してほしいというのが1つあります。それからやはり、繰り返しになってしまいますけれども、ほかの自治体との二極化というのは避けてほしいと思っていて、希望するのは、それぞれの特徴が活かされるように、自分にお金がたくさん入ると嬉しいと思うのです。それぞれの区の、23区の中での特徴を活かしながら使えるようなお金が増えるといいと思っております。引き続き、財政調整については交渉を進めていただくように、よろしくをお願いします。

#### ○須貝委員

毎年、固定資産税が増えているということで、都区財政調整で算定結果がこういうふうに出ていますけれども、特に東京都が、固定資産税、法人税の収入が入っているのですが、これだけ多くの額が入ってきているということは、すごく自治体としては望ましいことだし、財源構成も非常に助かると思うのですが、一般企業を思うと、企業はそれぞれ努力しながら黒字化して、それなりの収入を得て、税金はもちろん払いますが、社員や株主に還元しているのです。こういうふうには、東京都でこれだけのお金が入っていて、別にグループ云々ではなくて、固定資産税の一定の売買額に応じて、資産の額に応じて増税される。あと、企業はそれぞれ努力して黒字化になって収入が増えるのですが、企業はそれぞれ利益が出てきたら、株主に還元、社員に還元ということが原理原則のようなところがあると思うのですが、自治体というのはそういうのがないのかということに、今ふと気がついたので。周りを見たら、低所得者層には、それぞれ補助金なり、様々な対応をしているのですが、実際、低所得者層と中所得者層の間におられる方は、やはり日々、物価高でかなり厳しい生活を強いられている。そういうところは、区民に身近な品川区、自治体においては、やはりそういう層に対して目を当てて予算を振り向ける、還元する、支援をするということも考えるべきではないのかと私は思うのですが、財政課で、こういうふうには調整交付金が入りました、こうやって増えています、報告は受けました。本当に品川区全体を見たら、自治体としたらいいことなのですが、その先の使い方ということも考えていく必要があるのではないかと私は思うのですが、これは議論するつもりはないのですが、その辺のご見解だけお聞かせくださいませんか。

#### ○加島財政課長

財政調整交付金につきましては、この間の固定資産税の伸びとともに、当初の算定式によって多少の凸凹はございますけれども、区として重要な資源、収入の一つとして思ったところです。今年度来ます財政調整交付金につきましては、令和6年度の歳入として様々、当初予算等でご提案申し上げて、事業に充当させていただくものですが、今後また国の交付金などの動き等を捉え、低所得者層、それからそういう様々な層に行くようにということで、学用品の無償化や給食費の無償化などにも取り組んでいるところですので、そういったところの充実で何が図れるのかというのは、財政課、企画課ともに考

えていきたいと考えております。

#### ○須貝委員

区として様々なところに目を向けて支援をしたり補助金を出したりしているのは、我々も見て分かります。ですけれども、やはりその中で報道等もあるのですが、中所得者層と低所得者層の間の層に対しては、非常に生活が厳しいというような報道も出ております。そういう層に対して、今回はたまたまということなのかもしれないですけれども、こうやって収入が増えているようなときに、やはり品川区としても、そういう層に目を向けて、もっと支援をするように何か対応していただきたいと私は思います。意見です。

#### ○こしば委員長

ほかにご質疑はありますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事請負契約

#### ○こしば委員長

次に、(2)立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして理事者よりご説明願います。

#### ○佐藤経理課長

それでは、報告事項(2)立会川児童遊園（その3）・旗の台北公園改修工事請負契約についてご説明いたします。本件につきましては、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。

資料の2ページをお開きください。契約方法は制限付き一般競争入札で、入札結果は3ページの入札状況調書に記載のとおりです。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億2,540万円、契約の相手方は日本パブリックサービス株式会社、代表取締役、水子哲彦氏でございます。支出科目は令和6年度一般会計、工期は令和7年3月10日です。

おめくりいただきまして、4ページの工事概要書をご覧ください。本工事は、公園施設の老朽化に対応する遊具の改修、トイレの改築等を行うものです。参考に、案内図と改修計画図を記載しております。なお、本件は本日の建設委員会で工事内容の詳細が報告されております。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○須貝委員

今説明されていて聞き漏らしたかもしれないのですが、改修工事ということで、もう前回、一部、公園の中で改修しているところもあったように見えたのですが、どれぐらい年数がたっていて今回やるのか。それで、この改修工事というのは、もう定期的に、十何年したら一律に、仮にあまり傷んでいなくても改修するのだという方向性にあるのか。その辺について少しお聞かせください。

#### ○佐藤経理課長

2点、ご質問いただいたかと思えます。

今回改修する公園部分ですけれども、2か所ありますが、立会川児童遊園については、昭和49年に

開園ということで、50年ほど経過しております。旗の台北公園も昭和60年ということなので、開園から35年以上経過しているという状況です。公園の改修についてですけれども、公園については長寿命化計画を立てて計画的にやっていると聞いております。また、工事に当たっては例年の予算編成の中で出てきますので、その辺については個別に必要性について再度、企画経営部で査定をしているという状況かと思えます。

#### ○須貝委員

公園を見る限りはそんなに傷んでいるように見えないし、何度か改修工事はやっているのですよね。そういう中で、今の時代の流れで、もったいないというような話もあると思うのですが、そういう状況も見受けられたので、老朽化というのは分かるのですけれども、区で改修基準というのはあると思うのですが、やはりそういうのは、いろいろ現地を見ながら考えてもいいのではないかと私は思いました。現地の人も、これで大改修をするというのはどうなのかという感覚で見ている人もいると思うので、その辺について意見だけ言わせていただきます。

あと、児童遊園のほうなのですが、これはあれですか。植栽、それからインターロッキングブロック舗装工などというのがあるのですが、インターロッキングブロック舗装というのは、人がはめ込んで造っていく道路なので見栄えはきれいでしょうけれども、結構、手間、予算もかかるし、現実論、問題点として、つなぎ目から草が生えてきたり、あとブロックをどんどん差し込んでいるだけですから、段差が生まれたりして、かえって使い勝手がよくないのではないかと思うのですが、一般的なアスファルト舗装、あとコンクリートもあると思うのですが、そういう方向には持っていかないで、やはりインターロッキングブロック舗装というのをこれからどんどん採用していくのでしょうか。その辺について、値段のところもあるのですが、メンテナンスのことを含めてどうなのか、ご見解をお聞かせください。

#### ○佐藤経理課長

まず後段のところですが、公園のしつらえのところかと思えますが、それは所管の公園課で考えるところかと考えます。

あともう一点、前半のほうですが、工事に当たっては、周辺の住民、町会や、実際に利用している保育園や、あるいは歩道ということも機能としてあるので、そういった利用している方へのアンケートというところで、実際、利用者の方、周辺の方からご意見を聞きながら、工事の内容について決めていると所管から聞いております。

#### ○須貝委員

日頃、皆さんが生活道路としても使われているところなので、メンテナンスもあまり時間がかからないような舗装にしたほうがいいのではないかと考えますが、その辺、歩きにくいというような方向性に行かないようになることを望みます。

#### ○西本委員

今回、立会川児童遊園と旗の台北公園というのが隣接しているから、この2か所の入札という形との理解でいいでしょうか。これは、大体あそこだろうと思うのですが、かなり隣接しているという、続いているような感覚です。場所が似たようなところだから一緒に予算を立てたというか、今回、入札に至ったということによろしいですか。

#### ○佐藤経理課長

所管で予算要求して出しているところですが、おっしゃるとおり、こちらは立会川緑道の公園ということで連続して整備されているというところですので、一定の部分に沿って、年々工事している

と把握しております。

#### ○西本委員

先ほど、長寿命化という形で研究がなされてということなのですが、品川区内の公園事業は、非常に私は評価しているのです。ないところもあるのですが、結構たくさん公園の整備がされていて、子供たちのアイデアを取り入れたりということで、とても進められていると思うのです。当然ながら、たくさんあれば、老朽化というのは当然あるわけで、そうすると、区内に300か所近くあったのではないですか。防災広場もあったと思うのですが、そちらを整備するに当たっての計画みたいなものはある程度なされていて、予算化もそういう中で進めていくという認識でよろしいですか。その準備を進められているという認識でよろしいでしょうか。

#### ○佐藤経理課長

所管で進めるところかとは思いますが、公園がある中で、老朽度合いを比較してといいますか、並べて、必要性の高いところから順々に計画的に進めていると聞いております。

#### ○西本委員

何で聞いたかという、確かに決めるのは所管かもしれないのです。ただ、全体の予算の流れを考えたときに、これは区有施設などもそうだと思うのです。長寿命化という計画の中で、大体、計画が出されるはずなのです。この施設はこのぐらいに改修しないといけない、建て替えを考えないといけないというのは全体的に考えられていると思うのです。その中で、所管の計画と全体の計画というのはどういう整合性が取れていますかというのは、要は所管はやりたいと思っても、全体的に見るとそれは早いなどという、待ったがかかったりする場合もあると思うので、そこは長寿命化というのができていわけだから、当然ながら、それは所管と経理課で話し合いながら進められているという認識でよろしいでしょうか。まだそこまで行っていないということなのか。それをお聞きしたのですけれども。

#### ○佐藤経理課長

今回、契約案件のご報告ということなので、経理課としましては、契約に係る事務を所管しておりますので、繰り返しになりますけれども、長寿命化の計画を所管で持っていて、その上で、予算編成の中で、企画経営部で査定ということになりますので、全体を見ながらということで予算化されていると認識しております。

#### ○西本委員

所管との関係というのは、結構いろいろところで、所管の要望がどれだけ吸い上げられているのかというのを時々疑問に思うときがあるのです。いろいろ計画を立てていく中で、それなりに交渉しながら、決めながらということをやっているということであるならば、それはもう安心しているわけでありますが、当然、こういう建物や公園などは、いずれにしても改修しなければいけない時期は分かっているわけだから、その計画はなされているはずだろうという中に、要望もあれば、区民のいろいろな方々の使い方や社会情勢もいろいろあるしという形になって、いろいろ変わってくるというのは分からないのではないのですけれども、「計画の中では、それがきちんとされていますよね」という確認だけだったので、されているということであれば、それはそれで着々と進めてくださいという形になると思うのですが、最後にそこだけお聞きしたいと思います。

#### ○佐藤経理課長

今回は契約案件のご報告ですので、その範囲ということになってしまいますけれども、予算編成の中では、そういった委員ご指摘のところも踏まえて予算化されていると考えております。その予算を踏ま

えて経理課に契約締結請求をして、適正な手続をもって今回、契約いたしましたということでご報告している案件です。

#### ○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (3) 契約事務の変更について

#### ○こしば委員長

次に、(3)契約事務の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

#### ○佐藤経理課長

それでは、報告事項(3)契約事務の変更についてご説明いたします。資料の5ページをお開きください。今回、2つの契約事務に関して事務の変更をするということでご説明いたします。

項番1、電子契約の導入につきましては、今年度の予算としまして経費を計上させていただいているものです。概要は、現在、紙の契約書がありますけれども、こちらの代わりにインターネット上のサービスを利用しまして契約締結を行うもので、サービス事業者が電子署名を行いまして契約データを管理するというものになります。

目的は、事業者の利便性向上、コスト削減、区における業務効率の改善を図ることです。

対象契約は、令和6年10月以降に公告する一般競争入札による契約としております。

周知方法については、入札公告に記載するとともに、区ホームページに掲載する予定です。

続きまして項番2、公共工事の前払金の限度額の拡大です。概要のところですが、公共工事の着工資金を確保するために、契約金額の一定割合を前払金として工事完了前に支払っておりますが、社会経済情勢の変化による資材価格の高騰等の影響を考慮しまして、前払金の限度額を拡大するものです。

目的は、着工資金を確保することにより、公共工事の円滑で適正な施工を確保すること。

対象契約は、令和7年4月1日以降に締結する契約です。

拡大内容といたしましては、拡大前、現在の状況ですが、契約金額の4割を超えない額で5億円を限度としております。拡大後は、契約金額の4割を超えない額で5億円ということ为原则といたしまして、契約金額が50億円を超える公共工事については1割を超えない額とするものです。例えば50億円の工事でありまして、前払金は限度額の5億円ですが、60億円の工事であれば1割の6億円になるということになります。

周知方法としましては、入札公告に記載するとともに区ホームページに掲載いたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言をお願いします。

#### ○大倉委員

1の電子契約の導入のところで、対象が1,000万円以上の一般競争入札の契約ということで、これは数はどのくらいあるのですかということと、全体としてはどのぐらいの割合、ボリューム感かを教えていただければと思います。

あと、印紙税の負担軽減で、企業は多分、相当な負担軽減になると思うのですが、これは大体どのく

らいなどというのがあまりイメージができていないので、このぐらいの金額だとこのぐらい負担が軽減するなど、具体的なところを教えてくださいたいのと、区における業務効率の改善というところでは、ネットで申し込んでもらうと当然、企業側は結構メリットがあるかと思えますけれども、区の業務負担のところ、どういったところが軽減していくのかというところを教えてください。

#### ○佐藤経理課長

4点、ご質問いただいたかと思えます。

まず対象契約であります1,000万円以上というところですが、令和5年度の実績でいきますと、225件が対象になります。

全体の中でどのぐらいの割合かということですが、全体が約4,000件程度、契約がありまして、225件ですので、その件数の割合ということになるかと思えます。

続いて印紙税の負担が減るところでご説明したところですが、印紙税につきましては契約金額に応じて金額が変わるところでして、例えば工事請負でいきますと、契約金額1,000万円であると5,000円というところ、あとは1億円だと3万円、10億円だと16万円という規定になっております。

最後、区の効率化というところですが、現在、紙の契約書ですので、区で印刷、作成しまして、それを契約の相手方の事業者へ郵送等でお送りして署名・捺印いただく。それで、戻ってきて、こちらでも署名・捺印するというような仕事が発生しておりますので、そこが省略されるということになるかと考えております。

#### ○大倉委員

コストの部分はありがとうございました。分かりました。

件数で言うと225件というところ、そうすると4,000件ぐらいある中の1,000万円以上を超えるのが5%ぐらい。これはちなみに印紙税、1,000万円と5,000円というところ、1,000万円以上というところの線引きは、今回こういう形で報告が出てきているのですが、1,000万円未満の方たちにかかるというところでは、今後、引下げというところの考え方もあったりするかと思う中で、1,000万円以上にしたというところ、今後の考え方がもしあれば教えてくださいたいと思えます。

#### ○佐藤経理課長

2点、ご質問をいただいたかと思えます。

まず1,000万円以上にしたというところですが、こちらは23区では、令和5年度ぐらいから導入が始まりまして、現在7区でやっているというところ。令和6年度にも、品川区を含めて8区、予定があると聞いております。正直、始めたばかりというところもありまして、1,000万円以上ですと、いわゆる一般競争入札の金額に当たります。そうしますと、品川区ですと、今、入札自体も電子化しておりまして、確実に電子入札にかかる案件になります。そうしますと、いわゆる電子契約と仕組みは少し違いますけれども、パソコンを用いて手続をするというところで親和性が高いのではないかと。一定程度、事業者も環境を整えているのではないかと、そういうところもありまして、まずはそこから始めたいということでございます。

また、今後につきましては、電子契約の仕組みを始めまして、事業者からの意見も聞きながら順次拡大するというところで予定しております。

#### ○大倉委員

1,000万円以上のところの理由や他区の状況も教えていただいて、ありがとうございました。分かりました。

今後については、やってみて、これからどういうふうになるかというところで、拡大も検討していただけるといことなので、いろいろな方の負担も軽減しながら、区の業務効率もさらに上がっていけばいいなというところでは、ぜひ進めていただければと思います。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

#### ○須貝委員

今回、契約事務の変更については今報告を受けました。2番の公共工事の前払金の限度額拡大ですが、思うのですけれども、着工資金を確保するために契約金額の一部割合を前払いしているのですけれども、情勢に応じて、また考慮して限度額を拡大するとあるのですが、もともと別の見方をすると、それだけ運転資金が厳しい、ないような企業と、品川区が契約しているのですかと思ってしまうのです。中小企業でも、大半の大企業でも、それなりの運転資金というのは持って、各事業を経営しているのです。ところが、こういうことで、1億円でも2億円でも前払金を増やす。民間企業では、始める前に3分の1、中間で3分の1、終わったら残り3分の1というような支払い制度にのっとって皆さんやっている。ただ、どうも公共工事というのは違うようなので不思議だと思うのですが、運転資金が厳しい会社と今後も契約し続けていっていいのだろうか心配してしまうのですが、その辺について、どうなのでしょう。

#### ○佐藤経理課長

前払金の制度自体のお話かと思えます。

前払金の制度自体は法律で規定されているところなので、全国的に、国も含めて、公共工事については制度設計されるというところなんです。また、運転資金がないところというお話でしたけれども、まずは契約の相手方というところですが、こちらについては、工事の規模によって制限付き一般競争入札と言っておりますけれども、これは条件をつけておまして、一定程度の規模以上の会社、工事の内容に見合う会社ということで入札をかけておりますので、そういった点では問題ないかと考えております。

#### ○須貝委員

電子契約導入については、だんだんこういう方向でいくのだろうと。事業者の利便性がやはり出てくると思うので、これはいいと思うのですが、別の問題で契約事務ということで申し上げると、千代田区で最近、入札あっ旋、収賄等の問題がありましたけれども、こういうことが品川区で起きないような外部調査機関や、品川区の庁舎の中で調査する部署というのはあるのですか。それともそういうものは、品川区においては何もないのですか。教えてください。

#### ○佐藤経理課長

千代田区の事例をお聞きになりましたので、いわゆる官製談合のことかと思えます。

ご質問のほうからお答えしますと、そういったものを調査する組織というのは、常設でないかとは思いますが、例えば何かあれば総務課でコンプライアンス推進担当が設置されておりますが、そちらに相談しながら、あるいは今回、千代田区でもこの件を受けて第三者委員会を、新たに組織して調査をして公告しているということがありますので、ないとは思いますが、今後もしそういったことがあれば、そういった事例を引きながら対応していくことになろうかと思えます。

## ○須貝委員

品川区は今のところ、ありがたいことに新聞に載るような話は聞こえてきませんが、やはり同じような23区の自治体で官製談合があったということは、ゆゆしき問題なので、あくまで契約というのは、人と人が対峙して、対話して結ぶものですから、どうしても間違う方向に進むこともあると思います。ぜひ、そちらも区として、コンプライアンス推進担当はまだできたばかりです。また、どれだけの権限があるか私も存じ上げていませんけれども、やはりそういうことがないように、しっかり何か取組なり、そのような仕組みをつくるなりしていただきたいと私は思います。

## ○松本委員

ご説明ありがとうございました。私から電子契約の件をお伺いしたいのですが、印紙代は印紙税の負担軽減というところはあると思うのですが、行政側としては電子契約導入でコストはどういうふうに考えればいいのか、費用面のところをお願いいたします。

## ○佐藤経理課長

電子契約にかかるコストというところでございますけれども、今回、導入に当たっては予算を計上させていただいております。110万円余を今年度予算として計上しております。ただ、このうち80万円余は初期導入経費ということで、年々の経費でいきますと30万円弱というような形になっております。そのほか、電子契約が導入されると、紙の契約書を作らなくてよくなるということもありますので、些少ですけれども、そういった経費については減るといえることになろうかと思っております。

## ○松本委員

これは、初期費用が多分、電子証明の会社と契約してかかる部分もあるかと思っております。それに加えて、1件当たり幾らみたいな感じで費用がかかってくるのか。その辺りはいかがでしょうか。

## ○佐藤経理課長

今回、予算として計上させていただいております経費のところですが、初期予算80万円余のところは、導入に伴って、どういうふうにやっていくかというコンサルティングの部分や、あるいは法規上の整理についてお手伝いいただくということや、あるいは研修ですか、事務のほうでの研修の経費というところです。

以降のかかる経費については、いわゆるインターネット上のサーバーというか、サービスを利用することなので、そのサービスの利用料というところで30万円弱となっております。1件幾らということにはなっておりませんので、そこについてはかからないということでございます。

## ○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

## ○大倉委員

2の限度額拡大のところでは、50億円を超える公共工事と。今、学校なども含めると、結構、50億円を超える工事は増えてきているというところでは、どれぐらいあるのかというところと、1割ということで、先ほど少しお話があった、50億円の1割が5億円ということだと思っておりますけれども、改めて理由を教えてください。今後、多分、50億円なら5億円で、100億円で工事して5億円なのと10億円なのとは大分違うのかというところは、確かにそのとおりだと。今後また大きな工事があるときには、1割で何十億など出せるようにしておくというのは、企業側としては非常にありがたいのかと思うのですが、その辺は、どういうお話や、どういうヒアリングをかけて、どういう話合いが向こうから出てきているなど、そういう状況を教えていただくとあり

がたいです。

#### ○佐藤経理課長

2点、ご質問をいただいたかと思えます。

まず1点目、50億円というもので一旦、線を引きましたが、これを超える契約がどのぐらいあるかというお話かと思えます。令和6年度でいきますと、現在、途中までですけれども、源氏前小学校の改築工事、建築に係る工事が59億円余ということで、こちらの1件になっております。令和5年度以前についても、毎年1件、学校の改築に係る建設工事が50億円を超えるというところで、令和3年度以降を見ますと毎年1件ずつというような状況でございます。

もう一つ、今回の基準の引き方というところですが、経過といたしまして、いわゆる工事の事業者とお話しする、意見交換をするという機会がございますので、そういった中で、やはり人件費や資材費については年々高騰してきているというところで、同じところで工事の立ち上がりのところで使う経費についても、やはり多くなってきているのだというところをお伺いしております。

ただ、一定の5億円というところ自体はありがたいのだというお話もありましたので、それを超える部分について、ずっと5億円というわけにもいかないだろうというところもありまして、他区や東京都の規定ぶりも見まして、一定のところでは拡大するという判断をしたものです。

#### ○大倉委員

分かりました。東京都などというお話があったという、もう少し高かったりするのかなど。でも、そのぐらいなのか。分かりました。工事の立ち上がり、やはり結構な費用がかかる部分は、少し、区でもという、早めというところでは理解しましたので、分かりました。ありがとうございます。

#### ○西本委員

今までのお話を聞いて不思議だったのが、前払いという、ありがたい制度だと思うのです。50億円を超える公共事業で1割。この1割というのを決めたのは、今お話をさせていただいた、事業者にいろいろなインタビューをする中で、1割であれば何とかいけるという話なのか。私は、1割でなくても、もっとあってもいいのか。なるべく前払いをしてあげることによって、もっとスムーズに行くのだろうと思うし、企業はそんなに、事業者の皆さんも頼るものは頼っていると思うし、資材高騰などもあるし、人件費もかなりかかっているということを考えると、この限度額というのは、もっとあってもいい現状ではなかろうかと思うのですが、今回、1割と決めた理由というのは何かありますでしょうか。

#### ○佐藤経理課長

今回、一定額以上、50億円を超える場合は1割と規定した理由というところですが、まずは23区内で見ますと、限度額の定めがないのは6区でして、品川区を入れて残りの17区については、5億円を上限としまして、4億円、3億円と、それぞれ上限額を持っている規定があるというのが現状でございます。それとは別に東京都でも規定がございまして、東京都は3億6,000万円が限度額で、工事費の4割が3億6,000万円を超える場合は1割になっていくというようなことで規定しております。1割というところは東京都を参考に設定したというところでもあります。また、個人事業者との意見交換というところもしておりましたけれども、1割というところは出しませんが、ただ、お話しする中では、これで一定程度のところは大丈夫かとは考えております。

#### ○西本委員

何かしらの参考ということは当然あるわけだと思うのですが、それが東京都という、私は少し違うと思っていて、現場がどうなっているのかというところからの、だからこう決めましたというふうに、

ぜひ言ってほしかったと思うのです。現状がどうだったのか。だから、こういうふうになりましたというのであれば、私も納得がいくのですけれども、東京都が決めたから、ほかの区がこうだからということでは、なかなか私は納得しづらいかと思っています。やはり現場がどうか。現場が、働いている方々も含めて、こうであったらという要望があると思うのです。でも、今、大丈夫だという話を聞いたということなので、これに決めたということは私も分かりましたけれども、今後、ある程度、融通を利かせるという部分もあっていいのかと思うので、ぜひ、いろいろな方と、工事事業者の方と話を進めて、変えられるところは変えていただきたいと思いますので、要望で終わりたいと思います。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 行政視察について

#### ○こしば委員長

次に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副案としてお示ししました視察先および視察項目について、先方と調整させていただき作成しました調査項目・日程案をサイドブックに掲載させていただきました。なお、先方の都合上、前回の正副案から視察先および視察項目が変更となっております。

行程といたしましては、初日、10月30日水曜日の午前に長野県長野市で「都市ブランディングについて」、午後に富山県富山市で「SDGs推進の取組について」、2日目、31日木曜日の午前に、富山県で「働き方改革について」、そして最終日、11月1日金曜日の午前に大阪府阪南市で「スマートシティについて」、それぞれ視察してまいりたいと思います。また、宿泊については、30日は富山市、31日は堺市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更などが出た場合は正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

#### ○こしば委員長

ありがとうございます。なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から、事前に質問事項をお送りいただきたいとの依頼がございます。質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思っておりますが、各委員、それぞれ視察先について少しお調べいただいて、どういうことを先方に聞いて確認したいのかなどを事前にご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ○須貝委員

昨年は視察先で夕食はばらばらだったのですが、今回は、またばらばらですか。

#### ○こしば委員長

状況を見ながら判断させてください。

#### ○須貝委員

すみません。それだけ言ってくださいと言われたので。分かりました。

#### ○こしば委員長

よろしいですか。

以上で本件を終了いたします。

---

### 3 その他

#### ○こしば委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

#### ○西本委員

私は毎回聞かせていただきます。「秀」の件です。契約案件がどうなっているかだけ、さらっとでいいので教えてください。細かくなくていいです。

#### ○勝亦総務課長

今、国際友好協会で貸主の方と協議を詰めている状況でございまして、今後、契約をするという、今、契約の協議をしているという状況でございます。

#### ○西本委員

今、契約をする段取りをつけている段階だということなのですが、その内容については、この委員会で報告していただくことは可能でしょうか。どういうふうに決まって、どういうスケジュールでやっついこうとしているのか。あと、遺贈をどういう話合いの中で、どういう方向でやっているのかということも、この委員会に報告していただきますようお願いさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○こしば委員長

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時06分閉会